

社会資本整備審議会建築分科会第25回官公庁施設部会
及び第9回事業評価小委員会

平成30年8月9日

【司会】 ただいまより、社会資本整備審議会建築分科会第25回官公庁施設部会及び第9回事業評価小委員会を開会いたします。

委員の皆様方には、お暑い中、また、ご多忙のところをご出席いただきまして、誠にありがとうございます。今回は、部会及び小委員会の効率的な運営の面から合同開催とさせていただきます。

官公庁施設部会及び事業評価小委員会の定足数は、それぞれ3分の1以上となっているところ、定足数を満たし、部会及び小委員会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、まず、資料の確認をいたします。お手元の配付資料一覧をご覧ください、資料の確認をお願いいたします。

審議の途中で、不備等ございましたら、お申し出いただければと思います。

次に、委員の任命についてでございます。本年2月に、任期満了等に伴う社会資本整備審議会建築分科会の任命等に関する手続が行われているところでございます。当部会関連では、飯島委員が任期満了に伴い退任され、野口委員が選任されました。あわせて、野口委員が社会資本整備審議会建築分科会官公庁施設部会運営規則第2条の規定によりまして、部会長から、本小委員会の委員として、同じく本年2月に指名されておりますので、ご報告させていただきます。

【司会】 ただいまから議事に入りますので、カメラ撮りは終了いただければと思います。

それでは、以後の議事進行につきましては、部会長にお願いしたいと存じますので、よろしくをお願いいたします。

【部会長】 それでは、早速、議事を進めさせていただきます。

第1の議題、官庁営繕事業の新規事業採択時評価についてでございます。資料3にありますように、国土交通大臣から社会資本整備審議会に諮問があり、当部会に付託されたものでございます。これにつきましては、部会と小委員会で調査審議の上、意見を決定した

いと思います。

では、まず、事務局からご説明をお願いします。

【国土交通省】 それでは、資料4からご説明させていただきます。なお、資料4本体につきましては、官庁営繕事業の評価結果について、土木と同じ様式で3件とも公表される資料となっております。本日は、資料4の本体ではなくて、各案件について、より詳しく記載しております参考1から参考5を用いて説明をさせていただきます。

それでは、参考1の資料をご覧ください。個別事業の説明に先立ちまして、官庁営繕事業の事業評価制度の概要について、ご説明いたします。

1 ページでございます。行政機関が行う政策評価に関する法律に基づき、国土交通省では、個別事業ごとに評価を行うこととしておりまして、実施要領において、官庁営繕事業については、官庁営繕費による新営事業を対象とすることとしております。

2 ページでございます。事業評価におきましては、新規事業採択時評価、再評価、完了後の事後評価という3種類がございますが、本日、この小委員会でご審議いただくのは、一番上の新規事業採択時評価となっております。事業費を予算化しようとする事業について評価を実施しておりまして、官庁営繕事業では、今回、3件が対象となっております。また、下のフローの赤字部分ですが、平成30年4月より、再評価後の再々評価までの期間が3年から5年に延長されることが国交省全体の手法研究委員会にて決定されまして、変更されましたので、ご報告いたします。

3 ページをご覧ください。官庁営繕の事業評価では、事業計画の必要性、合理性、効果の3つの視点で評価をしております。それぞれについて、採択の要件である100点または100点以上を満足することが必要となります。

視点の1つ目、左側の①の必要性の評価についてです。現在入居している建物に問題が多いほど評点が高くなるという評価手法を採用しておりまして、老朽や狭隘の度合いなど、全部で9項目について評価をしております。これらの項目を点数評価して、100点以上になることを確認しております。

真ん中の②の合理性の評価です。採択しようとする建て替え案と同等の性能が得られる代替案として、代替案Aのように既存改修プラス増築の場合や、代替案Bのように民間ビルの借り上げといったものを想定しまして、採択しようとする案との比較を行います。この場合には、費用をライフサイクルコストで比較いたします。その結果、採択しようとする案のほうが安い、または合理的である場合に、合理性があるとして100点を付与する

こととしております。

右側の③の効果についてですが、B 1 の基本機能と B 2 の付加機能に分かれております。B 1 は敷地や建物の位置、規模、構造の観点から、業務を行うために必要な基本機能が満たされているかどうかについて採点しまして、100点以上であることを確認いたします。B 2 は評点には関係ございませんが、自然エネルギーの利用やユニバーサルデザインなど、国の施策に基づく付加機能について、A、B、C、3段階で定性評価を行っておりまして、C評価が標準的な取り組みを示しております。

4ページをご覧ください。今申し上げたB 2評価のうち、環境保全性の評価というのを行っておりまして、官庁営繕部が定める環境保全性基準に基づいて、2,000㎡以上の新築事務庁舎につきましては、一次エネルギー消費量について、省エネ基準より1割程度向上することとしております。

参考2の資料をご覧ください。これまで参考1でご説明しました事業評価の概要についての詳細なルールに関する通達となっておりますが、説明は割愛させていただきます。

以上が事業評価制度の概要説明となります。

【国土交通省】 続きまして、個別事業の説明をさせていただきます。

初めに、個別の説明をさせていただく前に、今回の対象事業の選定までの経過について、簡単にご説明をさせていただきます。

国土交通省の官庁営繕部が整備を所掌する施設は全国に約5,000ございますけれども、整備方針につきましては、既存施設を最大限有効活用していくこととしておりまして、更新等により対応する施設は数十程度に絞り込んでおります。

さらに、新規採択時評価の対象の選定に当たりましては、それらの中から、国民の安全、安心の確保、国公有財産の最適利用、まちづくりとの連携という3つの要件を満たし、さらに、緊急性が高く、地域への整備効果が確実に見込まれるものに限って選定しておりまして、今回、この考え方に合致する3件を選定しております。

それでは、個別の説明に入ります。

1件目でございますけれども、参考3、名瀬第2地方合同庁舎につきまして説明させていただきます。

1ページ、計画概要でございます。本事業は、鹿児島県の奄美市におきまして、老朽化や耐震性能不足等に支障のある国の3官署を集約した合同庁舎を整備する事業でございます。移転する官署名、合同庁舎の建設予定地につきましては、右下の地図のとおりでござ

います。

2 ページ、新庁舎の概要でございます。計画施設は、地上5階建て、延べ面積は約3,400㎡でございます。総事業費、事業期間は記載のとおりでございます。

3 ページ、入居官署の現庁舎の概要でございます。

4 ページ、入居官署の業務概要でございます。

5 ページから7 ページが事業計画の必要性に関する評点の算出でございます。

5 ページでございますけれども、まず、各官署の評点の算出をいたします。老朽、狭隘、借用返還、分散等の9つの評価要素のうち、主たる要素、今回はそれぞれにアンダーラインを引いておりますけれども、こちらの評点とそれ以外の評点の0.1倍、そして、地域連携の加算を足し合わせて、それぞれ評点を算出いたします。

7 ページの上段でございますが、本事業は合同庁舎になりますので、各官署の評点の面積加重平均を算出し、1つの評点にいたします。さらに、下段の表で、合同庁舎計画に基づくものとしての加算をいたしまして、評点の合計としては113点となります。100点以上になりますので、必要性はあるという評価になります。

8 ページ、9 ページは、先ほどの説明の補足でございますけれども、現庁舎の老朽状況の写真でございます。

10 ページ、11 ページにつきましては、現庁舎の狭隘の状況の写真でございます。

12 ページは、地域連携に関する事業の必要性でございます。測候所の敷地は、奄美市から、道路、バスターミナル及び公園等の用地として活用したいという要望を受けておりまして、早期の移転が期待されます。また、奄美市からは、新庁舎を津波避難ビルとして整備してほしいという要望を受けているところでございます。

13 ページでございますけれども、防災機能に関する施設の不備につきまして、こちらは鹿児島島の財務事務所の出張所の耐震性能の不足の状況でございます。

14 ページでございますけれども、施設の不備につきまして、上段は測候所がバリアフリーに対応ができていないという状況、そして、下段につきましては、奄美の海上保安部の検視室が未整備であり、支障が生じているという状況でございます。

15 ページ、事業計画の合理性のご説明でございます。同等の性能を確保できる他の案との経済比較によりまして確認を行うものでございますけれども、今回、代替案といたしましては、右下に少し概要を書いておりますが、賃借での対応が困難で、さらに一部は現地建て替えもできないということから、現地建て替えが可能なもののみ行うことにしまし

て、他は計画地に建て替える案というものを代替案として設定しております。結果につきましては、事業案は約27億円、代替案は約31億円となりまして、事業案のほうが経済的であると評価されることから、評点100点を付与しております。

16ページでございます。事業計画の効果のうち、B1、業務を行うための基本機能の評価でございます。評価項目の計数を掛け合わせたものに100倍を掛けて評点を算出し、100点以上であれば効果があると評価するものでございますけれども、本事業の評点は110点となっております、効果があるという評価になります。

17ページ、事業計画の効果のうち、B2、施策に基づく付加機能の評価でございます。こちらに各評価と評価項目の一覧を記載させていただいております。

18ページ以降は補足でございますけれども、18ページは、地域性及び環境保全性に関する取り組みでございます。地域性につきましては、奄美市と国が連携した協議会を開催し、協議・検討を実施しているとともに、測候所の敷地を活用しまして、地域のまちづくりに寄与する取り組みを行います。環境保全性の取り組みにつきましては、官庁施設の環境保全性基準に基づきまして、建築物の低炭素化誘導基準を満足するほか、照明制御や太陽光発電などの取り組みを行います。

19ページ上段でございますけれども、木材利用の促進ということで、内装の木質化、駐輪場の木造化等を行います。下段につきましては、ユニバーサルデザインの各種取り組みを行うイメージ写真をつけております。

20ページは、まとめでございます。事業計画の必要性、合理性、効果ともに100点以上でございますので、本事業の新規事業化は妥当であると考えております。

参考3は以上でございます。

続いて、2件目の今治港湾合同庁舎につきまして、ご説明させていただきます。参考4をご覧ください。

1ページ目、計画概要でございます。本事業は、愛媛県の今治市におきまして、老朽化や施設の不備等が生じております国の3官署を集約する合同庁舎を整備する事業でございます。移転する官署名、合同庁舎の建設予定地につきましては、右下の地図に記載してございます。

2ページ目、新庁舎の概要でございます。計画施設は地上3階建て、延べ面積約2,900㎡、事業費、事業期間は記載のとおりでございます。

3ページ、入居官署の現庁舎の概要でございます。

4 ページ、入居官署の業務概要でございます。

5 ページから 8 ページ目が事業計画の必要性に関する評点の算出でございます。先ほどの案件と同様に、それぞれ各官署の評点を 5 ページから 7 ページのとおり算定しております。

8 ページの上段の表で面積の加重平均を算出いたしまして、さらに、下段の表で合同庁舎計画の加算をいたします。評点につきましては 109 点となります。100 点以上でございますので、必要性はあるという評価になります。

9 ページ、上段は今治税関支署の老朽状況の写真でございます。下段につきましては、今治海上保安部の狭隘状況の写真でございます。

10 ページでございますけれども、借用返還ということで、3 官署の借り上げの状況を記載させていただいております。

11 ページ、今治海上保安部の分散の状況でございます。今治海上保安部は、以前は今治市所有の港湾ビルに入居しておりましたけれども、港湾地区を再設備する必要があるということで、港湾ビルの取り壊しに伴いまして、立ち退き要求があったことから、現在の民間ビルに移転して業務を行っている状況でございます。移転先につきましては、留置場、武道室等の機能がありませんので、現状、それらが分散している状況でございます。

12 ページ、地域連携でございます。今治市では、今治港を中心市街地の交流拠点とするべく、みなと再生事業を進めておりまして、本庁舎は、地域防災に貢献する重要な施設として、今治市長や商工会議所の会頭から整備の要望を受けております。

13 ページ、立地条件の不良についてでございます。海事事務所も海上保安部と同様に、以前は今治市の港湾ビルに入居しておりましたけれども、こちらも立ち退きが求められ、港から離れた旧小学校に移転をしており、外来者に不便が生じている状況でございます。

14 ページ、防災機能に関する施設の不備についてでございますが、今治海上保安部の現庁舎は、民間ビルの借り上げでございますので、災害応急対策活動に必要な電力の確保が図られていない状況でございます。

15 ページ、施設の不備についてでございますけれども、今治税関支署につきましては、大型車両の待機・検査スペースが不足しております。海事事務所につきましては、バリアフリーに対応できていないという状況でございます。そして、海上保安部では、検視室、留置場、武道室がないことにより、それぞれ業務等に支障を生じている状況でございます。

16 ページ、事業計画の合理性でございます。同等の性能を確保できる代替案につま

しては、今回は賃借での対応が困難で、また、現地建て替えもできないということですが、税関支署につきましては、予定敷地外の国有地にも建て替えの可能性があるということから、税関支署のみを別地に建て替えをして、それ以外については計画地で建て替えるというものを代替案として設定して評価をしております。その結果でございますけれども、事業案は約17億円、代替案は約19億円となりまして、事業案のほうが経済的であると評価されることから、評点100点を付与しております。

17ページ、事業計画の効果でございます。まずB1の評価でございますけれども、評点は121点ということで、100点以上となっておりますので、事業計画の効果の発揮は見込まれるという評価になります。

18ページ、B2の評価でございますが、評価及び評価項目の一覧となります。

めくっていただきまして、19ページ上段、地域性でございますけれども、本事業では、今治市と連携し、災害時の一時避難場所としての機能を確保いたします。下段は、環境保全性の取り組みでございますけれども、先ほどの名瀬第2合同庁舎と同様の取り組みを行う予定でございます。

20ページにつきましては、木材利用促進、ユニバーサルデザインの取り組みでございます。

最後に21ページ、まとめでございますけれども、事業計画の必要性、合理性、効果ともに100点以上となっているため、本事業の事業化は妥当であると考えております。

続いて、3件目のご説明をさせていただきます。参考5をご覧ください。瀬棚海上保安署でございます。

1ページ、計画概要でございます。本事業は、北海道の久遠郡せたな町に立地してございます瀬棚海上保安署につきまして、老朽、狭隘が著しく、また、津波被害のおそれがあるため、高台への移転を行うという事業でございます。

2ページに既存庁舎の概要を記載してございます。

3ページ、新庁舎の計画概要でございます。計画施設は地上2階建て、延べ面積約900㎡でございます。事業費及び事業期間は記載のとおりでございます。

4ページ、瀬棚海上保安署の役割、体制でございます。

5ページ、事業計画の必要性でございます。先ほどご説明させていただいた2案件と同様の方向で、今回、単独なので1官署となりますけれども、必要性の評点を算出しております。その結果、評点は119点となりまして、100点以上になりますので、必要性は

あるという評価になります。

6 ページ目は、狹隘状況につきまして、面積率の算定根拠と狹隘状況の写真でございます。

7 ページでございますけれども、現庁舎の老朽状況でございます。

8 ページでございますが、施設の不備の状況ございまして、現庁舎は検視室が確保されていないということで、せたな警察署の施設を借用して運用している状況でございます。

9 ページ、防災機能に係る施設の不備でございますが、現庁舎の敷地は、北海道が公表した津波浸水想定において、浸水深が3メートル以上5メートル未満とされているところでございます。

10 ページ、事業計画の合理性でございます。同等の性能を確保できる代替案につきましては、今回、賃借、増築での対応が困難でありますので、現地建て替えをする案としております。結果につきましては、事業案は約7億円、代替案は約8億円となり、事業案のほうが経済的であると評価されることから、評点100点を付与しております。

11 ページ、先ほどの補足でございますが、上段は現敷地が狹隘で増築が困難であることの説明、下段は今回比較を行った代替案と事業案のイメージでございます。

12 ページ、事業計画の効果についてです。まず、B1の評価でございますけれども、評点は110点で、100点以上となっていることから、事業計画の効果の発揮が見込まれるという評価になります。

13 ページ、B2の評価でございます。13 ページに評価、根拠の一覧を記載させていただいております。

14 ページ、地域性でございますが、隣接する瀬棚防災ステーションと連携し、災害時における情報共有や災害対応の迅速化を実現いたします。環境保全性につきましては、照明制御、太陽光発電等に加え、外断熱工法の採用を行う予定でございます。また、下段につきましては、木材利用の取り組みイメージでございます。

15 ページにつきましては、ユニバーサルデザインの取り組みイメージでございます。

最後、16 ページ、評価案のまとめでございます。事業計画の必要性、合理性、効果、ともに評点が100点以上となっているため、本事業の新規事業化は妥当であると考えております。

ご説明は以上でございます。

【部会長】 ただいまのご説明に関して、ご質問、ご意見等ございましたらお願いしま

す。

【委員】 3件とも海沿いで、事業計画の付加機能の評価の中の社会性、環境保全性、機能性のうちの防災性がCとなっています。この評価項目を変更するときの委員長だったのですが、なぜCなのでしょう。一般的に防災性を高めなければいけない建物だと思うのですが、参考資料2の一番後ろのページの一番下段のところ、総合耐震・対津波計画基準に基づいた取り組みがなされているほか、防災に関する一般的な取り組みが行われているということでCとなっており、それに配慮したというA、Bというのは、この表の右の中の浸水への特別な対策などをやっていたら付加点になるのですよね。海沿いのこの3つの案件にはないのでしょうかというのが1つの質問。

もう一つは、2番目の案件ですが、今治のものは地域と連携して海沿いの公園地域につくられますよね。参考4では、とってもかわいらしい、みなと交流センターというのがあって、その近くに新庁舎が建てられるということが12ページにあって、災害時の一時避難場所としての機能を確保するなどというのはいいのですが、ここはデザインとしてもこの港の公園の顔になりそうなので、そういったところには配慮されているのでしょうか。2点、質問です。

【国土交通省】 それでは、まず1点目の防災に関する評価がCであるということをございますけれども、今回、どの案件につきましても、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づいた取り組みということで、必要な性能を満足するように取り組みを行いますけれども、参考2に書いてあるそれ以上の付加機能というのは、今回の建物の持っている機能特性や地域の立地特性で、特に付与すべきものはないということで、今回、付加しておらず、Cと評価しているものでございますが、Cということであっても、必要な取り組みはされているので、それぞれのものは問題ないと考えているところでございます。

2点目の今治の合同庁舎のデザインでございますけれども、今回は新規採択時評価でのご審議ということで、ここでお認めいただければ、今後、設計の予算要求をして設計に着手することになり、設計に当たりましては、ご指摘いただいたような全体の調和等も考えてデザインをしていきたいと考えております。

【部会長】 ほか、いかがでしょうか。

【委員】 今ご説明いただいた3件に関しては、それぞれ緊急性など、採点結果が十分100点を超えていて、これらが要求されることは極めて妥当だと思うのです。対象事業の選定の経過について、全般についてお伺いしたいのですけれども、既存官庁施設が5、

000あるとすると、その中の3件しか更新しないということは、5,000分の3ということは1%も切っていて0.3%ということなので、今ある建物を1000年使うという概念になってしまい、それが正しいのかということです。今回の西日本の豪雨や大阪の地震など、防災上、極めて重要であったり、緊急性があるものに関して、今回はこの3つを要求するものですが、特に緊急に対応が必要というものを取り上げるようなスキームがあるのかどうかを教えてください。私は、更新がこのくらいしかないということ自体に驚いていて、もう少し緊急性があるものは要求されてもいいのではないかなと思います。

【国土交通省】 昨年度は、件数としてはもう少しあったのですが、今回は3件ということですが、基本的な考えとして、まず有効活用していくということで、改修等に対応できるのであれば改修で、先ほどの防災対応などもしていくというのが今の考え方でございます。他方で、どうしても更新によらざるを得ないようなところは更新していくということで絞り込んでおりますけれども、全体の施設の老朽化も進んできておりますので、徐々にそういう更新も、候補としては増えつつありますので、個々の年度で必要なものをしっかり見極めて、更新が必要であれば適切に対応していきたいと考えております。

【国土交通省】 既存官庁施設全体についても、建築年次によって、施設数がたくさんある年と少ない年がありますので、単純計算は成り立たないと考えます。

もう一つは、例えば3つに分散し、個別の庁舎になっているものが合同庁舎で1つになるというケースもありますので、0.3%であるから1施設当たり1000年使うということにはならないと考えます。

【委員】 ○○委員のおっしゃっているのは、要は、あぶれるものが出てしまうだろうという、そこは何かならないのかというご心配ですね。

【委員】 そうです。豪雨などを見ていると、かなり緊急に整備しなければいけないようなものがある気もしまして、そういうのが拾えるスキームがあるとよいのではないかと思います。

【委員】 当然、予算の関係があるので、お金がないと出ないという、ジレンマみたいな話です。

【国土交通省】 全体の予算的なところもあるのですが、やはり、今回の評価のやり方で、緊急性の高いものをしっかり手当てをしていくという考え方で進めていきたいと思っています。おっしゃるように、分母から見れば少ない感じですが、今説明があったように、単純に分母、分子という関係にはならないところがございますので、その点はご

理解いただければと思います。

【国土交通省】 1点、補足をよろしいでしょうか。

先ほどの災害の関係ですけれども、実際、被災してしまった場合には、復旧ということで改修や更新などは可能でございますし、緊急性を要するというので、この事業評価の対象外になっております。

【委員】 私も〇〇委員と同じことを感じるのですが、その原因は、5,000あるものをこういうふうにしていくから、毎年これぐらいやればいいという長期計画が数字であって、そのうち、今年は少ないほうで幾ら、今年が多いほうで幾ら、つまり、今やっている数が正しいのかどうかすらわからないのではないのでしょうか。5,000を50年かけてこういうふうにしていくとうまく一巡しますという説明があると、なるほどと思うのですが、そこが抜けたまま、毎年要求しているというのは、少し心配になってくると思いました。

【国土交通省】 今のお話ですけれども、全体としては、なるべく既存施設を最大限有効活用するという大方針のもとで、どうしても更新しないといけないものがどのぐらいあるのか、そういったところは別途考えてはおりまして、ここでは、そういう中で特に絞り込んで、本当に緊急性の高いものを新規採択するというので、ご審議をいただいているところでございます。

【委員】 ここは個別の案件を審議する場所だと思うのですが、全体、例えば自治体などは公共施設総合管理計画などをつくっているではないですか。国も営繕関係では、特にこれから地方は過疎化します。過疎化で人がいなくなり、地方分権が進めば、国の出先機関の権限も、だんだん縮小してくることになりますし、税務署に至っては、ICT化が進めば要らなくなるのではないかという意見もあります。人口が減るので、5,000は多過ぎると思うのです。自治体の庁舎自体も、学校なども大幅に余りますので、自治体のそういう施設に入れるという手もある。そもそも、マスタープランというものはあるのでしょうか。それから、最初の案件は、測候所が町の整備とかぶるので返してほしいという話ですが、ほかの2施設についても、市有地と交換という計画でよろしいのでしょうか、あるいは売却してしまうのでしょうか。

【国土交通省】 まず1点目、マスタープランがあるのかということですが、国土交通省の官庁営繕部で中長期的な整備の構想をつくっておきまして、おおむねの整備の見通しや、どういう施設を長期的にストックとして活用していくかということを整理しているところでございます。

2点目のご質問、既存の庁舎でございますが、まず、財務事務所の名瀬出張所は現在、名瀬地方合同庁舎の一官署でございますが、財務事務所としては耐震性能不足ですけれども、既存庁舎に基準法上の性能はございますので、こちらについては改修して、引き続き使う予定にしております。

もう一つの港湾合同庁舎につきましては、別途、地域で警察署として使いたいという意向があると聞いております。

【委員】 交換する、市に移す、国有地のままですか。

【国土交通省】 そこは財務省で調整して決定するという事になっております。

【国土交通省】 補足ですけれども、佐藤委員ご指摘のような、例えばe-Taxになって、税務署自体の必要面積が減っていくのではないかということについては、実は今、回答を申し上げたような中長期的な整備構想の中には入れておりません。私どもの所掌上、庁舎の使い方の部分は、どうしても各省庁で考えなければならない部分もありますので、少し横断的に、政府としてどうスリム化していくのかという議論までは、私どもの中では整理できていない、読み込めていないというのが実情でございます。

【部会長】 ほか、いかがでしょうか。

【委員】 例えば参考資料3の8ページ目などですと、合同庁舎で電気設備の劣化や機械設備のポンプのさびなど、9ページ目だと、給水設備で赤水などという話になっており、これを建て替えるのは良いことだと思うのですが、建て替えるときの耐久性や更新性というのは、特に事業計画の効果のB1やB2の中には全然入っていないわけです。これは建てるときの要件で十分な耐久性や更新性は確保されており、特段、事業計画では耐久性、更新性の配慮については、これが原因で建て替えが必要になっているという中で、配慮というものを明確にしなくていいのでしょうか。

【国土交通省】 個々の設計をするときには、それぞれ設計の基準、設備であれば設備の基準がございますが、それに則って具体的に進めることになります。当然、必要な耐久性や更新性などを考慮して設計するようになっておりますので、前提条件として、更新するとき、建て替えるときには、当然ながら考えるということになっております。

【委員】 財務事務所は昭和62年の建築で、築31年であり、それほど古いわけでもなく、設備の更新性の問題から、何とかしなければいけないというのは、その当時から設計指針がバージョンアップされているのでしようけれども、やはり、考えておいたほうが良いと思います。なぜなら、この当時の指針でつくって、今、課題になってい

るわけですね。これから更新がもっと難しくなる中で、そういうのはきちんと明確に事業計画のほうで示されて、より長寿命化していくことが必要であるという印象を持ちました。

【国土交通省】 名瀬測候所と奄美海上保安部は完全に建て替えるのですけれども、財務出張所は、設備などは将来的に更新していかないといけないのですが、躯体はまだ31年なので、現在は使うことを検討しております。

【部会長】 ほか、いかがでしょうか。

【委員】 3点です。

対象事業の選定の経過について、数十件や数件までに絞られる前の数千という案件はどのような状況だったのでしょうか。これまで公共施設は、特に高度経済成長期に大量に建てられたものは、メンテナンスを十分にやってきたとは言い難いため、気になりました。

2点目、合理性という評価視点について、ライフサイクルコストは計っているとのことで、それ以外の点で、様々な機能が複合化していく時代なので、機能が複合化した場合の合理性なども測ることができるとよいと思いました。

もう1点、今回、港湾部の施設がたまたま3件挙がっていますが、これは、例えば2011年の東日本大震災後に全国各地で防災計画等が見直された後の計画が集中しているという傾向はあるのでしょうか。

【国土交通省】 まず1点目の既存庁舎が5,000あって、3件以外のものがどういう状況になっているかということですが、施設によっては、かなり老朽化した建物もあるというのは現実としてはそのとおりでございます。しかし、我々としても、保全指導をしっかりとやっていくということにしておりますし、長寿命化改修ということで、単に経年で劣化してしまっていて、危険になってから改修をするということではなくて、早目に手を打って長寿命化をするというような取り組みも行っているところでございます。

2点目の合理性のところでございますけれども、それは例えば、自治体と合築をしたりなど、そういうイメージのものに対してということでしょうか。

【委員】 そうですね。今後、更に、様々な機能が複合化していくことが想定されます。

【国土交通省】 今回、たまたま国単独のものということにはなっておりますけれども、仮に、例えば地方公共団体の建物と合築する場合の効果としてどうなのかということはありません。ただし、この評価上は、国の予算についての事業評価になりますので、地方公共団体の予算は別途に地方公共団体の議会などで審議されてしまいますので、国部分だけ切

り取って評価いただくということにはなるのですけれども、具体的な、例えば参考的なものでも検討できるかどうか検討してみたいと思います。

3点目でございますけれども、今回、港に近いところが選ばれたということですが、これは本当にたまたまでございまして、今、検討している中には内陸のものもございまして。

【部会長】 ほか、いかがですか。

【委員】 分科会の範囲を超えてしまうコメントで申しわけないのですが、先ほどの中長期的なマスタープランのようなものは、地域単位で必要だと思うのですね。それぞれ、ある地域を区切った中で、今の建築ストックが、築何年ぐらいのもので、何棟ぐらい使えるものがあるというようにことを把握していくのは、将来計画としてすごく大事だと思うのですが、そういったことを促していくような施策があるとよいと思います。もし、あるのでしたら教えていただきたいです。

【国土交通省】 各整備局で、それぞれエリアごとに、どういった官署があって、それぞれの施設が何年ぐらいたっているかなど、どういう状態だというのは把握しています。それをベースに、どういう計画ができるかというのを考えております。

【委員】 市町村との連携といった部分は、その中に組み込まれているのですか。

【国土交通省】 具体的に計画ができるような段階になってくると、地方の財務局で、地方公共団体と、場合によっては我々も入って、エリアマネジメントという言い方をされていますけれども、いろいろな連携ができないかということも協議しておりまして、それによって、うまくタイミングが合えば、例えば合築するなどということが出てきます。

【部会長】 ほかはいかがでしょう。

【国土交通省】 既存官庁施設の補足ですけれども、大まかに言えば、今、大体、建築後30年以上たっている施設が4割ぐらいという状況になっておりまして、かなり老朽化している施設は増えてきている状況になっています。ただ、できるだけ長く使うという大前提になっていまして、その中で、長寿命化することが適当だと思われるものについては、改修をして長寿命化を図るということをやっております。どうしてもそれではだめなものについて、更新に絞られてきているという形になっております。

【部会長】 それでは、本件議題につきまして、部会と小委員会としての意見を決定させていただきたいと思います。いずれの3件につきましても、新規事業化については妥当であるという結論でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【部会長】 それでは、そのように決定させていただきたいと思います。

なお、建築分科会への報告につきましては、官公庁施設部会長である私において対応することにしたいと思います。

それでは、次の議題に移ります。最近の官庁営繕行政について、ご報告いただきたいと思います。

【国土交通省】 資料5に基づきまして、最近の官庁営繕行政についてご報告申し上げます。

2ページ目でございますが、官公庁施設部会でご議論、取りまとめいただきました官公庁施設整備における発注者のあり方についての答申でございますけれども、それを踏まえた対応状況について、一覧で表示しております。一番左端に答申の内容を書いております、そこから矢印で右側に、今の取り組みを書いております。赤文字で書かせていただいておりますのが最近の取り組みでございます、紹介させていただきますと、平成29年1月から技術基準等に関する情報提供ということで、3ページ目に書いておりますけれども、答申の中でも技術基準を分かりやすく表示するということについてご指摘いただいておりますことを踏まえまして、官庁営繕の技術基準等につきまして、左側の緑の欄に企画から設計、完成引き渡しの各段階ということで時系列の軸をとり、右側に水色とピンク色で表示しておりますが、誰が使う基準かというのを横軸にとった形で、各技術基準について表示し、ホームページ上で公開しているところでございます。

戻っていただきまして、2ページ目の平成30年5月からでございますけれども、「建築設計業務委託の進め方」の作成・公表ということで、地方公共団体の営繕部局の皆様と連携して取りまとめたものでございますけれども、特に建築で重要になってまいります設計段階の業務委託をどのように進めるかということにつきまして、マニュアル化をして、取りまとめ、公表したものでございます。

それから、平成29年5月から先進的取組等の情報提供ということで、発注者の支援等の業務の進め方についての地方公共団体の事例集というものを取りまとめております。

それから、平成30年2月から、「公共建築物における工期設定の基本的な考え方」の見直し・変更ということで、従前、工期設定の考え方については官庁営繕で取りまとめておりましたが、それを地方公共団体の営繕部局及び中央官庁の営繕部局の皆様と申し合わせ事項として再整理をしたものでございます。

4ページ目、建築設計業務委託の進め方のマニュアルについてでございます。中段あた

りに赤の破線で囲ってありますが、その中でも特に創意工夫の必要な業務についての価格競争によらない方式としてのプロポーザル方式について、集中的に解説しているということでございます。

5 ページ目、公共建築工事の発注者の先進的取組・新たな業務内容等の取組事例集についてでございますが、例えば右側の氷見市の庁舎の例でございますけれども、こちらは元体育館を市役所としてコンバージョンした例でございます。こういった先進事例について、まとめて公表しているという取り組みでございます。

6 ページ目、工期設定の基本的な考え方でございますが、各省庁、中央省庁と都道府県、政令市の皆様と連携した形で再整理をしたものでございまして、赤文字で書いておりますのが新規につけ加えたものということになっております。

7 ページ目、営繕工事における働き方改革の取組状況でございますが、現在、喫緊の課題となっております働き方改革について、発注者の立場から何ができるかということで取り組んでいるものでございます。矢印の右側をご覧くださいと思いますが、まずは適正な工期設定ということで、囲んでありますが、後工程に全体の工程のしわ寄せがいかないよう、概成工期の設定ができるようにということを新たにつけ加えております。従前から、日建連の作成した工期算定プログラムを参照して、適正な工期が設定できるような取り組みを進めてまいったところですが、そのプログラムの変更によって、概成工期について設定できるように、修正がなされたものでございます。

それから、週休2日の推進についてでございますが、本年4月から週休2日促進工事といたしまして、モニタリングと週休2日が達成された場合には労務費の補正を行うということ取り組みをしておるところでございます。

それから、施工時期の平準化、予定価格の適正な設定についても、継続的に行っております。

それから、生産性向上についてでございますが、ICTの積極的な活用等ということで、施工合理化技術の採用、発注者指定による試行を今年度より行っております。それから、総合評価での評価項目に設定し、成績評定要領の中でも評価をするということで、つまり、工事発注の入口部分では施工合理化技術の採用を評価し、それから、出口部分では、きちんと施工合理化技術の効果があったということを確認した場合には成績でも評価をするということで、ダブルで施工技術の活用促進を進めているところでございます。

それから、赤文字の2段目、BIMガイドラインの改定でございますけれども、施工B

I Mの導入に伴いまして、今年度試行することにしておりますけれども、従前、受注者側、ゼネコン側からの提案を受けてB I Mを活用するということに対応しておりましたガイドラインにつきまして、今般、発注者指定でも適用できる形に変更いたしました。

それから、2ポツ目、生産性向上技術の導入に関する調査検討ということで、今年度から、どういった技術が官庁営繕工事に適用できるかという検討も開始しているところでございます。

それ以外、書類の簡素化及び関係者間調整の円滑化についても、現在、進捗をさせているところでございます。

8ページ目、先ほど申しあげました概成工期でございますが、一番右端にしわ寄せが行かないように、特に設備工事にしわ寄せが行くことが多いですが、そういったことのないように概成工期の設定ができるようにしたということでございます。

9ページ目は、週休2日工事のモニタリングの記者発表資料でございます。

10ページ目、労務費の補正でございます。中段に表がございますけれども、それぞれ週休2日の達成状況によりまして、5%、3%、1%の労務費の割り増しを行うものでございます。

11ページ目、建築分野における施工合理化技術の活用方針でございますけれども、施工B I Mや情報共有システムといった施工合理化技術につきまして、入口評価と出口評価を行うことで活用促進をしていくというものでございます。

12ページ目、営繕工事における工事関係書類等における効率化の徹底でございますが、従前から、工事関係書類については、受発注者間の協議により省略・集約できるということは方針を通じて出しておりましたが、それをより明確にするために、本省から19種類の書類を明示して、この書類については、こういった場合に省略、集約できるということを地方整備局に通知したものでございます。

13ページ目に、その19種類の一覧表が出ております。

14ページ目、営繕工事の生産性向上に向けた施工段階における関係者間調整の円滑化でございますけれども、中段囲みの一番左、①でございますが、遅滞ない設計意図伝達ということで、建築固有の事象かと思っておりますけれども、施工者側に設計の意図を遅れることのないように伝えることを、設計意図伝達の仕様書に明記したものでございます。

15ページ目に、その内容を表記しております。仕様書上、遅滞なく施工者に伝えるようにという規定を設けたものでございます。

16ページ目、霞が関地区の主な整備状況についてでございますが、新聞報道等でご覧になっている方もおられると思いますけれども、新たな国立公文書館の設計業務について、発注手続中でございます。財務省庁舎につきましては、現在、耐震改修中でございます。説明については以上でございます。

【部会長】 それでは、予定しておりました議事は全て終了いたしました。

進行を事務局にお返しします。

【司会】 本日は長時間にわたりまして、ご熱心な議論をいただきまして、改めて御礼申し上げます。

閉会に当たりまして、〇〇から一言ご挨拶を申し上げます。

【国土交通省】 部会長を初めといたしまして、委員の皆様方におかれましては、本日、新規事業採択時評価のご審議をいただきまして、誠にありがとうございます。忌憚のないご意見をたくさん頂戴いたしました。今後の事業実施に、しっかりと参考にさせていただきたいと思っております。

それから、先ほど、最近の取り組みを紹介させていただきましたけれども、こういった取り組みについて、これからもしっかりと重点的に、かつ、粘り強く進めていきたいと思っております。

委員の皆様方におかれましては、引き続き、官庁営繕事業の遂行に、ご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。

【司会】 以上をもちまして、第25回官公庁施設部会及び第9回事業評価小委員会を終了いたします。

— 了 —